

川崎製油所の勤務(昭和52年から)

15. 本社から川崎製油所への勤務変更とその後について

(1) 昭和 52 年に本社から川崎製油所の保安環境部保安課勤務になった。

ア 保安防災資料の充実

当時、保安環境部長が中心になり、保安教育関係の資料の充実が進められていた。黒表紙の「保安防災教育資料」が作成され、製油所従業員全員に配布された。更に、防災に係る補完資料として、通称「オレンジブック」を作成し配布された。

保安防災教育の充実と、災害に対する緊急対応措置について検証が行われていた。

その後、高圧ガス自主保安認定資格の取得を目指して、会社紹介を兼ねた教育資料として「伸び行く東亜石油(製油所の機能と精製のしくみ)」(VHS テープ版)が平成元年頃に作成された。この資料は保安関係の官庁の担当者には大変好評であった。

イ 緊急時対応訓練

毎月 1 回保安環境部長と保安課員が製造部門の現場に赴き、様々な災害を想定した訓練のテーマを示し、現場係員の対応と操作などの正確性について検証を行っていた。併せてマニュアルの検証なども行っていた。我々(保安環境部長と保安課員)が突然、製造現場の計器室に赴くと何か歓迎されざる雰囲気を感じられた。

(2) 工事課勤務時代

昭和 55 年に工事課に異動となった。当時、工事課員に退職者が多く発生したため、その補充として、過去に工事関係を経験した人員として、白羽の矢が当たったとのことであった。

なお、過去に工務課設備係、工事係、本館事務所の建設、第 2 工場～第 3 工場の連絡配管工事などを経験していた。

(3) 環境安全室勤務時代

昭和62年 9 月に工事課から環境安全室勤務に変更になった。保安4法に関する許認可申請・届出業務、その他の保安に関する業務を担当することになり、今までの業務では法律に関しては無縁であったため、難解な法律上の基準等の解釈については面食らったことが多かった。この時は行政機関の担当者には大変お世話になった。

(4) 高圧ガス自主保安認定事業所資格取得チーム

通商産業省立地公害局保安課から、高圧ガス製造設備の2年連続運転に関わる基本的な考え方が示され、一定の要件を満足した事業所に 2 年連続運転の資格を与えることとなり、これが自主保安認定事業所制度であった。

昭和 63 年 9 月に「自主保安認定事業所」の「資格取得チーム」が発足し準備作業を開始した。(主に環境安全室・工務部のメンバーであった。)

申請書がほぼ出来上がり、申請の準備が整っていたときに、11 月 27 日の午後、申請に関する段取り等の会議中、第 1 工場内LE装置(ライトエンド装置)で火災事故が発生した。

現場工事を担当していた協力会社作業員が殉職された事故であった。翌日の朝刊の記事に事故

現場の写真とともに、事故内容が掲載されていた。このことで、本社から警備保安担当部門に入門管理の徹底について、強い指示があった。

この事故により、自主保安認定事業所の申請はできなくなった。その後も様々な事象を経験したため、申請はその都度見送ることとなった。

広島大学から河村教授をお迎えし、保安体制について、従業員の在り方について、従業員の意識改革などについて有意義なアドバイスをいただくとともに、手厳しい指摘もあり改善に努めた結果、平成9年秋に資格審査が行われ、平成10年初頭に念願の自主保安認定事業所の資格を取得することができた。

昭和63年に認定事業所の資格取得を目指してから、実に10年の歳月を要したことになる。

おわりに

社友会事務局から依頼され何か一筆ということで、入社してから定年退職するまでの37年間の会社勤務を思い返し、ここにその一部を披露させていただきました。

パソコンの画面を見ていると、勤務中の楽しかったこと、苦しかったことなどが次から次と思い出されてきました。無事に定年退職を迎えられたことは、先輩方、同僚、後輩の皆様方に支えられて、職務を果たせることができたと思っております。

このことは私の人生にとって、何よりの宝物ではないかと思っております。ここに感謝申し上げますとともに、皆様方のご多幸をお祈り申し上げます。

ありがとうございました。